

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

別表中「（認定こども園 二葉保育園内）」を削り、「わかば保育園内」を「わかば児童館内」に、

一般型 （出張ひろば）	1 親子あそびの広場	鹿屋市輝北町上百引2100番地 1 （鹿屋市輝北ふれあいセンター内）	を
	2 親子あそびの広場	鹿屋市吾平町麓2973番地 （鹿屋市吾平保健センター内）	

一般型 （出張ひろば）	1 親子あそびの広場	鹿屋市輝北町上百引2100番地 1 （鹿屋市輝北ふれあいセンター内）	に
	2 親子あそびの広場	鹿屋市吾平町麓2973番地 （鹿屋市吾平保健センター内）	
	3 親子あそびの広場	鹿屋市白崎町4番1号 （イオンかのやショッピングセンター内）	

改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。